明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国家公務員退職手当法施行令第四条の二の規定による退職の理由の記録に関する省令（総務五七）　一
○国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令（同五八）　三
○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令（同五九）　七
○公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（同六〇）　八
○地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（同六一）　一〇
○義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令（文部科学二〇）　一六
〔告　示〕
○広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（総務二二九）　三
○平成二十五年総務省告示第二百二十九号に基づく特定基地局の開設計画の認定の申請期間等を定める件（同二三〇）
○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件（同二三一）
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務一六六、一六七）
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定・第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、平成二十五年度高圧ガス製造保安責任者試験等（経済産業大臣及び都道府県知事が行わせることとした試験）・液化石油ガス設備士試験（都道府県知事が行わせることとした試験）の実施、型式適合認定、住宅型式性能認定関係　一七
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　二六
会社その他
会社決算公告　二七

省　令

○総務省令第五十七号

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第四条の二の規定に基づき、国家公務員退職手当法施行令第四条の二の規定による退職の理由の記録に関する省令を次のように定める。

平成二十五年五月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

国家公務員退職手当法施行令第四条の二の規定による退職の理由の記録に関する省令

（退職理由記録の記載事項等）

第一条　国家公務員退職手当法施行令第四条の二の規定により作成する同令第三条各号（第一号中任期を終えて退職した者に係る部分及び第二号を除く。）に掲げる者の退職の理由の記録（以下「退職理由記録」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　作成年月日

二　氏名及び生年月日

三　退職の日における勤務官署又は事務所及び職名

四　勤続期間並びに採用年月日及び退職年月日

五　退職の理由及び当該退職の理由に該当するに至った経緯

六　作成者の職名及び氏名

2　退職理由記録の様式は、別記様式とする。

3　退職理由記録には、職員が提出した辞職の申出の書面の写しを添付しなければならない。

（作成時期）

第二条　退職理由記録は、職員の退職後速やかに作成しなければならない。

（保管）

第三条　退職理由記録は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第八条の二第一項に規定する各省各庁の長等が保管する。

2　退職理由記録は、その作成の日から五年間保管しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年十一月一日から施行する。

（退職勧奨の記録に関する省令の廃止）

2　退職勧奨の記録に関する省令（昭和六十年総理府令第十一号）は、廃止する。

（経過措置）

3　前項の規定により廃止された退職勧奨の記録に関する省令の規定により作成された退職勧奨の記録の保管については、なお従前の例による。